

黒石市ハイリスク妊産婦 アクセス支援事業のお知らせ

市では妊産婦さんが治療・分娩・NICU等入院児の面会等をするために総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターへ通院等するために要する交通費及び宿泊費について助成します。

○総合周産期母子医療センター…県立中央病院

○地域周産期母子医療センター…弘前大学医学部附属病院

国立病院機構弘前総合医療センター（旧 弘前病院）

八戸市立市民病院・むつ総合病院

※ただし、NICU・GCU入院児の面会の対象病院は県立中央病院・弘前大学医学部附属病院・国立病院機構弘前総合医療センター・八戸市立市民病院とします。

✿助成対象者✿

黒石市に住所を有する妊産婦さんで、次のいずれかに該当する方

- ①ハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算が算定された方
- ②ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩に相当する疾患を有する等と医師が認めた方
- ③新生児特定集中治療室（NICU）または新生児治療回復室（GCU）に入院している新生児を持つ産婦さん

※令和7年4月1日以降に周産期母子医療センターに通院、入院、待機宿泊する方、NICU等入院児の面会をする妊産婦さんが対象となります。

※助成対象期間内に助成対象事項に係る疾患の診療等を、同じ医療施設の他科で受ける場合の経費も対象となります。

✿助成対象期間✿

・上記①または②に該当する方

…周産期母子医療センターで診療のために通院または入院、待機宿泊を開始した日から通院または入院等が終了する日まで（最大産後6週間を経過した日まで）

・上記③に該当する方

…新生児がNICUまたはGCUに入院した日から退院した日まで（最大産後2か月を経過した日まで）

・上記①または②に該当し、③にも該当する方

…周産期母子医療センターで診療のために通院又は入院、待機宿泊を開始した日から通院または入院が終了した日（最大産後6週間を経過した日）と、新生児がNICU等に入院した日から退院した日（最大産後2か月を経過した日）を比較していずれか遅い日まで

✿助成金額✿

1回の分娩（多胎も1回とする）につき、上限額 100,000円

✿助成対象内容✿

【交通費】・・・公共交通機関（電車・バス等）、タクシー、自家用車（自宅または宿泊施設からの移動距離数により別途計算します。自宅以外からの通院の場合はその旨をお知らせください。また有料道路及び有料駐車場利用も含みます。）

【宿泊費】・・・宿泊施設の宿泊代

⇒裏面もご覧ください

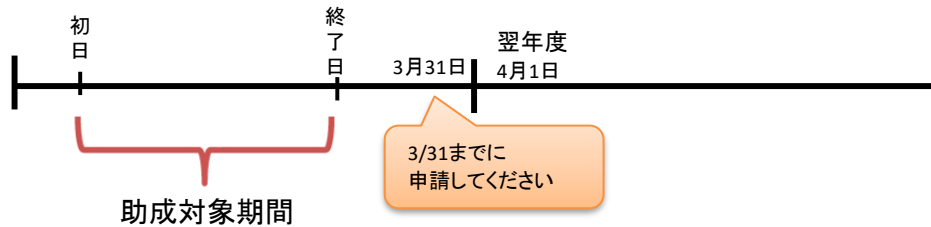
✿申請方法について✿

～申請場所～

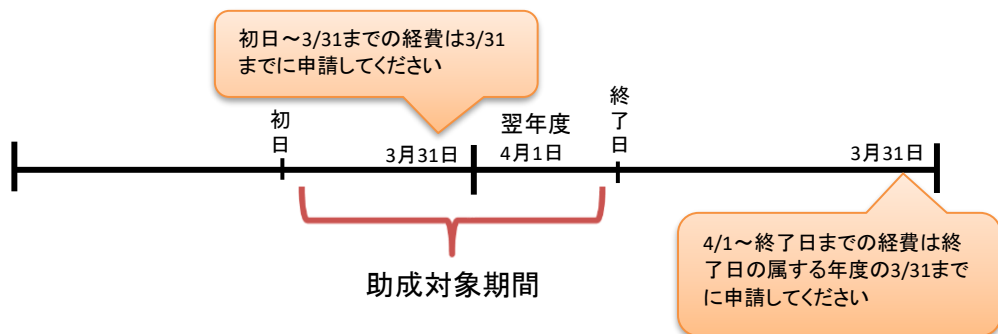
黒石市役所のまちセンター1階 黒石市こども家庭センター窓口

～申請期限～

- 1) 助成対象期間初日及び期間終了日が同一年度である場合
…当該年度の3月31日まで



- 2) 助成対象期間終了日が期間初日の属する年度の翌年度となる場合
…期間初日から同一年度の3月31日までの経費は当該年度の3月31日まで
翌年度から期間終了日までの経費は期間終了日の属する年度の3月31日まで



～申請時に必要なもの～

- ・振込先の預金通帳（原則、妊産婦さん名義の通帳）
- ・母子健康手帳（診察日、出産日及び出産予定日が記載されている部分）
- ・診療明細書または領収書（母子健康手帳に記載されている日以外で他科受診した場合）
- ・交通費に係る領収書（タクシー、有料道路、有料駐車場利用時）
（※タクシーの領収書には発着場所を記入すること）
- ・宿泊費に係る領収書
- ・ハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金申請書
（複数の周産期母子センターで受診した場合はそれぞれの申請書が必要）
- ・青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書

※周産期母子医療センターで記入をしてもらう必要事項があります。

※申請書及び面会状況報告書様式はこども家庭センターにあります。

＞お問い合わせ先
黒石市こども家庭センター
☎0172-52-2111（内線385・386）